

平成 2 8 年第 2 回  
上小阿仁村議会定例会  
会 議 録

平成 2 8 年 6 月 1 4 日 (開会)

平成 2 8 年 6 月 1 6 日 (閉会)

日程第5 議案第1号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第5 議案第1号 北秋田市と上小阿仁村との間の特定教育・保育施設等の広域利用に関する契約の専決処分報告についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 上小阿仁村議会定例会提出議案をご覧ください。1ページをお開き願います。

議案第1号 北秋田市と上小阿仁村との間の特定教育・保育施設等の広域利用に関する契約の専決処分について

北秋田市と上小阿仁村との間の特定教育・保育施設等の広域利用に関する契約を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、別記のとおり報告し承認を求めます。

2ページをお開きください。

専決第1号 専決処分書 上小阿仁村が保育を実施する児童に北秋田市立保育園を使用させることに関する契約を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分する。

平成28年3月25日専決 上小阿仁村長 小林悦次

内容につきましては、3ページをご覧ください。

北秋田市と上小阿仁村の間で契約を締結したものでございます。

内容としましては、上小阿仁村の乳幼児を北秋田市立米内沢保育園に入園させるというものであります。北秋田市との間で、平成28年3月25日に契約を締結しているものであります。

ご審議のほどお願いします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

採決

○議長（小林信） 議案第1号 北秋田市と上小阿仁村との間の特定教育・保育施設等の広域利用に関する契約の専決処分報告について承認を求める件を採決します。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

日程第6 議案第2号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第6 議案第2号 平成27年度上小阿仁村一般会計補

正予算の専決処分報告についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 定例会提出予算関係議案の方になります。1 ページをお開きください。

議案第2号 平成27年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告についてであります。地方自治法第179条第1項の規定により次のように処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

2 ページをお開きください。

専決第2号 専決処分書

平成27年度上小阿仁村一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分する。

平成28年3月31日専決 上小阿仁村長 小林悦次

3 ページをお開き願います。

平成27年度上小阿仁村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,313万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億4,254万1,000円とするものであります。

6 ページをお願いします。

第2表 地方債補正

初めに上段の過疎対策事業債です。補正後の限度額1億4,420万円、対象事業費の確定により減額するものであります。

次に下段の一般補助施設等整備事業、補正後の限度額が500万円、対象事業費の確定により減額するものです。

10 ページ、11 ページをお開きください。歳入の補正であります。

6 款地方消費税交付金 1 項地方消費税交付金 1 目地方消費税交付金 256 万 6,000 円の減額であります。これは地方消費税交付金の確定によるものでございます。

9 款地方交付税 1 項地方交付税 1 目地方交付税 1 億 2,909 万 9,000 円の追加であります。これは交付税確定によるものでございます。

20 款村債 1 項村債 2 目過疎対策事業債 1,010 万円の減額であります。簡易水道事業費として130万円の減額。農業集落排水事業として40万円の減額。地域活性化応援隊事業費として10万円の減額。KAMIKOANI プロジェクト事業として830万円の減額。それぞれ事業費の確定によるものでございます。

同じく4目一般補助施設整備等事業債330万円の減額。これは地方公共団体

情報セキュリティ強化対策事業費の確定によるものでございます。

12、13 ページをお開きください。歳出の補正であります。

2 款総務費 1 項総務管理費 2 目文書広報費、補正額ゼロの財源更正であります。これは地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業費の確定により一般財源整備事業債が減額となったことによる財源更正であります。6 目企画費、補正額ゼロの財源更正であります。これは KAMIKOZNI プロジェクト事業の確定により、過疎債が減額となったことによる財源更正であります。8 目自治振興費、補正額ゼロの財源更正であります。これは地域活性化応援隊事業費の確定により、過疎債が減額となったことによる財源更正であります。14 目財政調整基金費 1 億 1,443 万 3,000 円の追加です。25 節積立金 1 億 1,443 万 3,000 円を財政調整基金積立金として追加するものでございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費 3 目老人福祉費、補正額ゼロの財源更正であります。これは地方消費税交付金の確定により、交付金が減額となったことによる財源更正でございます。

4 款衛生費 4 項水道費 1 目水道費 130 万円の減額、これは 28 節繰出金で、簡易水道事業費の確定による過疎債減額分でございます。

6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費、補正額ゼロの財源更正であります。これは農業集落排水事業の確定により過疎債が減額となったことによる財源更正でございます。

○議長（小林信） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

採決

○議長（小林信） 議案第 2 号 平成 27 年度上小阿仁村一般会計補正予算専決処分報告について承認を求める件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することに、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

日程第 7 議案第 3 号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第 7 議案第 3 号 平成 27 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算の専決処分報告についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。産業課長兼建設課長。

○産業課長兼建設課長（武石晋） 15 ページをお開きください

議案第 3 号 平成 27 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4

号)の専決処分について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

16ページをお開きください。

専決第3号 専決処分書

平成27年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分する。

平成28年3月31日専決 上小阿仁村長 小林悦次

17ページをお開きください。

平成27年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

平成27年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ260万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,293万4,000円とするものがございます。

第1条 歳入歳出予算の補正の款項及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債補正

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものがございます。

24、25ページをお開きください。2 歳入

5款繰入金 1項繰入金 1目一般会計繰入金 1節一般会計繰入金130万円の減額となっております。これは一般会計の過疎債の減額分でございます。

8款村債 1項村債 1目簡易水道事業債 1節簡易水道事業債130万円の減額でございます。小沢田地区統合簡易水道事業に係る村債でございます。

26、27ページをお開きください。歳出でございます。

2款施設整備費 2項施設整備費 1目小沢田地区統合簡易水道事業費 13節委託料、設計管理業務委託料100万円の減額でございます。15節工事請負費160万円の減額でございます。これは杉花統合地区出来高清算による減額となっております。

以上でございます。

○議長(小林信) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

採決

○議長(小林信) 議案第3号 平成27年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計

補正予算の専決処分報告について承認を求める件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することに、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

日程第8 議案第4号 上程・採決

○議長(小林信) 日程第8 議案第4号 平成27年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算の専決処分報告についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長(加藤浩二) 同じく29ページをご覧ください。

議案第4号 平成27年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)の専決処分について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

30ページをご覧ください。

専決第4号 専決処分書

平成27年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分する。

平成28年3月31日専決。 上小阿仁村長 小林悦次

31ページをご覧ください。

平成27年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)

平成27年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算のうち、歳出予算を組み替えるものとする。

内容につきましては、35ページ、36ページをお開きください。

2款保険給付費 1項介護サービス等諸費 1目介護サービス給付費 19節負担金補助及び交付金、在宅介護サービス給付費 176万円減額し、2款保険給付費 5項特定入所者介護サービス等費 1目特定入所者介護サービス費 19節負担金補助及び交付金の特定入所者介護サービス費を176万円追加するものがあります。これは特定入所者介護サービス費の実績により歳出を組み替えるものであります。

以上でございます。

○議長(小林信) これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

採決

○議長（小林信） 議案第4号 平成27年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算の専決処分報告について承認を求める件を採決します。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

日程第9 議案第5号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第9 議案第5号 平成27年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計への繰入れの専決処分報告についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 提出議案の5ページをお願いします。

議案第5号 平成27年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計への繰入れの専決処分報告についてであります。

平成27年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計への繰入れについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、別記のとおり報告し承認を求めるものであります。

6ページをお願いします。

専決第5号 専決処分書

平成27年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計への繰入れについて、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日専決 上小阿仁村長 小林悦次

平成27年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計への繰入れについて、平成27年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計は施設整備費分として、平成27年度上小阿仁村一般会計から繰入れる額を130万円減額し、6,464万7,000円以内とするものであります。

以上です。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

採決

○議長（小林信） 議案第5号 平成27年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計への繰入れの専決処分報告について承認を求める件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

日程第 10 議案第 6 号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第 10 議案第 6 号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 7 ページをご覧ください。

議案第 6 号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

上小阿仁村村税条例(昭和 31 年上小阿仁村条例第 1 号)の一部を改正する条例を、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、別記のとおり報告し承認を求めらる。

8 ページをご覧ください。

専決第 6 号 専決処分書

上小阿仁村村税条例(昭和 31 年上小阿仁村条例第 1 号)の一部を改正する条例を、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日専決 上小阿仁村長 小林悦次

内容につきましては、9 ページ以降になります。この改正は、地方税等、同施行令、同施行規則の一部を改正する法律等が、平成 28 年 3 月 31 日に、それぞれ公布され、4 月 1 日から施行されることに伴う条例改正であります。

主な改正点としましては、1 点目が地方税法に条例委任事項が設けられたことに伴う改正で、主な委任事項としましては、徴収及び看過の猶予をする場合の方法、期間、金額等必要な事項について、条例で定めるものであります。こちらが 9 ページからになります。

続きまして 2 点目の改正点が、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う改正であります。

自動車取得税を廃止し、現行の軽自動車税を種別割に変更、加えて環境性能割を創設することに伴う関係条文の整理をするものであります。この改正につきましては、平成 29 年 4 月 1 日の施行が予定されております。

その内容につきましては 16 ページ以降の軽自動車税はというようにところに、失礼しました、13 ページの 1 行目のところにも種別割、軽自動車税という言葉が入っております。

3 点目の改正につきましては、法人村民税の法人税割の税率を改正するものであります。これにつきましては 13 ページの中ほどにあります、第 33 条の 4 中「100 分の 9.7」を「100 分の 6」に改めるといふところになりますけれど



も、法人村民税の法人税割、現行の標準税率 100 分の 9.7 を 100 分の 6 に改めるもので、この改正は平成 29 年 4 月 1 日の施行となります。

4 点目の改正につきましては、固定資産税について、市町村長が額等を決定したもののうち、課税標準の特例規定の適用を受ける地域決定型地方税制特例措置、ばら撒き特例について条例で割合を定めるものであります。こちらにつきましては 20 ページの方に改正の内容が書いてございますが、8 行目以降、法附則第 15 条第 33 項第 1 号イに規定している設備について、同法に規定する市町村の条例に定める割合は 3 分の 2 とする。以降、同じような形のものですが、これの主なものにつきましては電気自動車による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備の対象外である設備等を、地方税法附則第 15 条各号で定める参酌基準の割合にするものであります。

条例で、その割合を定めるということになっておりまして、この改正は平成 28 年 4 月 1 日の施行となります。

対象となるのは、平成 28 年 4 月 1 日以降に、新たに取得または改修されたものとなっております。

主な改正点は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

採決

○議長（小林信） 議案第 6 号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について、承認を求める件を採決します。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

日程第 11 議案第 7 号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第 11 議案第 7 号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 同じく 30 ページをお開きください。

議案第 7 号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、別記のとおり報告し承認を求めます。

31 ページをご覧ください。

専決第 7 号 専決処分書

上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日専決 上小阿仁村長 小林悦次

内容は 32 ページになります。

改正内容としましては、1 点目が国民健康保険税の課税額を引き上げるものであります。引上内容は、基礎課税額の課税限度額を 52 万円から 54 万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を 17 万円から 19 万円に改正するものであります。これにより課税限度額は、85 万円から 89 万円になります。

2 点目は、国民健康保険税の軽減の対象となる所得基準の改正であります。

5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を 26 万円から 26 万 5,000 円に、同じく 2 割軽減の対象となる世帯について 47 万円から 48 万円に引き上げる改正であります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

採決

○議長（小林信） 議案第 7 号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について承認を求める件を採決します。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

日程第 12 議案第 8 号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第 12 議案第 8 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 同じく 33 ページをお開き願います。

議案第 8 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてであります。

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、別記のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

34、35 ページをお願いします。

専決第 8 号 専決処分書

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日専決 上小阿仁村長 小林 悦 次

これは行政不服審査法の施行に伴い所要の規定の整備をしたもので、内容につきましては、平成 28 年 4 月 1 日以降に、固定資産税価格の修正があった場合に、平成 27 年度以前の固定資産税についても審査請求できるように改正したものであります。

附則として、この条例は、平成 28 年 4 月 1 日からの施行となります。

以上です。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

採決

○議長（小林信） 議案第 8 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分報告について承認を求める件を採決します。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

日程第 13 議案第 9 号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 13 議案第 9 号 平成 28 年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 予算関係議案の 38 ページをお願いします。

議案第 9 号 平成 28 年度上小阿仁村一般会計補正予算であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,976 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24 億 862 万 3,000 円とするものであります。

42 ページをお開きください。

地方債補正であります。起債の目的 高齢者住宅整備資金貸付事業として、補正前 150 万円を計上しておりましたが、借入申込者がなかったため減額して補正額をゼロとしております。同じく過疎対策事業として 2 億 4,410 万円でありましたが、簡易水道事業と秋田県市町村未来づくり協働プログラム事業で、合わせて 4,990 万円の追加、地域活性化応援隊事業が 300 万円の減額となりまして、補正後が 2 億 9,100 万円となっております。

43 ページをお願いします。

第3表 債務負担行為補正であります。

ごみ処理運搬委託について、新たな3年間の委託契約にかかる総額でございます。

47、48 ページをお開きください。歳入であります。

13 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金 138 万 4,000 円の追加であります。1 節社会福祉費負担金 43 万 8,000 円の追加で、これは低所得者保険料負担金の内示によるもので、低所得者の介護保険料の一部を国が2分の1負担するものであります。4 節保育所運営費負担金 94 万 6,000 円の追加です。これは保育所運営費で、広域入所により北秋田市内の市立保育園に入所した1名分の運営費について2分の1を国が負担するものでございます。2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金 250 万円の追加です。1 節総務管理費補助金 250 万円の追加で、これは地方創生加速化交付金で、大館市、北秋田市、小坂町が既にスタートさせている観光の推進に関する地方創生事業である地方連携DMO形成事業に、村が加わることによる加速化交付金の追加分でございます。

14 款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金 69 万 2,000 円の追加です。2 節社会福祉費負担金 21 万 9,000 円の追加で、これは低所得者保険料負担金の内示によるもので、低所得者の介護保険料の一部を県が4分の1負担するものでございます。5 節保育所運営費負担金 47 万 3,000 円の追加です。これは保育所運営費で、広域入所により北秋田市内の市立保育園に入所した1名分の運営費について4分の1を県が負担するものでございます。2 項県補助金 1 目総務費県補助金 8 万 3,000 円の追加です。1 節総務管理費補助金 8 万 3,000 円の追加で、福祉医療システム改修事業費が増額になったことによるものでございます。4 目農林水産業費県補助金 130 万 6,000 円の追加です。1 節農業費補助金 130 万 6,000 円の追加で、農業委員会交付金の内示によるものでございます。

49、50 ページをお開き願います。

8 目秋田県市町村未来づくり協働プログラム交付金 1,000 万円の追加です。1 節秋田県市町村未来づくり協働プログラム交付金 1,000 万円の追加で、これは秋田県と協働で進めている未来づくり協働プログラムの県補助金で総額2億のうちの28年度分でございます。

17 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金 709 万 3,000 円の追加です。1 節財政調整基金繰入金として追加するものであります。これは補正の財源不足に充当のため繰入れるものでございます。

19 款諸収入 4 項雑入 4 目雑入 24 万 3,000 円の追加です。1 節雑入 24 万 3,000 円の追加で、これは小中学校屋根修繕工事にかかる建物共済金でございます。5 項受託事業収入 1 目民生費受託事業収入 106 万 3,000 円の追加です。

1 節民生費受託事業収入 106 万 3,000 円の追加で、これは広域入所として北秋田市の児童 1 名を村の保育園で受け入れたもので、保育園受託児保育料として、市の方から運営費分を徴収するものでございます。

20 款村債 1 項村債 1 目民生債 150 万円の減額で、1 節高齢者住宅整備費資金貸付事業債 150 万円の減額で、高齢者住宅貸付事業の申請がなかったことによるものでございます。2 目過疎対策事業債 4,690 万円の追加です。1 節過疎対策事業債 4,690 万円の追加で、内容は簡易水道事業として 1,230 万円の追加になります。これは沖田面地区簡易水道事業の補助金が減額されたことに伴い過疎対策事業債を充当するものであります。次に地域活性化事業応援隊事業 300 万円減額であります。これは応援隊の平成 28 年度に係る契約の更新がなかったことによるものでございます。次に秋田県市町村未来づくり協働プログラム 3,760 万円の追加であります。今回の補正に計上しております秋田県と協働で進めていく未来づくり協働プログラム事業費の県補助残に過疎事業債を充当するものであります。

53、54 ページをお開き願います。歳出であります。

1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費 31 万 1,000 円の追加です。3 節職員手当等で、扶養手当等の増によるものです。

2 款総務費 1 総務管理費 1 目一般管理費 189 万 4,000 円の追加です。1 節報酬 10 万円の追加で、これは上小阿仁村施設等運営改善審議会委員の報酬であります。上小阿仁村施設運営等改善プロジェクトチーム会議において、町外からも意見や学識経験者からも意見を広くお聞きするために設置することとなったものでございます。

2 節 3 節 4 節は職員の異動による給与等の増額でございます。9 節旅費 4 万円、上小阿仁村施設等運営改善委員会委員の費用弁償でございます。2 目文書広報費 37 万 4,000 円の追加です。13 節委託料 6,000 円の追加で、これは会計に導入する送金データを伝送するためのファームバンキングシステムの保守料 12 カ月分でございます。18 節備品購入費 20 万 1,000 円の追加は、会計に導入する送金データを伝送するためのファームバンキングサービス用パソコンソフトとモデムが 5 万 5,000 円、情報漏えい対策のためのセキュリティ付き USB 12 個の導入費でございます。19 節負担金補助及び交付金 16 万 7,000 円の追加で、これは福祉医療システム改修事業の上小阿仁村分の負担分で、秋田県町村電算システム共同組合に負担金として支払うものでございます。6 目企画費 3,030 万 9,000 円の追加です。1 節報酬、総合戦略推進会議委員報酬でありまして、昨年度お願いした委員の方々に実績評価についても改めてお願いするものでございます。9 節旅費 24 万 9,000 円の追加です。これは総合戦略推進会議委員の費用弁償であります。13 節委託料 3,000 万円の追加です、これは秋

田県市町村未来づくり協働プログラムで計画している集住型宿泊交流拠点施設の実施設計委託料でございます。

8目自治振興費 265万5,000円の減額です。4節共済費 33万7,000円の減、7節賃金 216万円の減でございます。

55、56ページをお願いします。

同じく11節需用費 15万円の減、14節使用料及び賃借料 42万円の減は、地域活性化応援隊が不在となったことによる減額でございます。9目旅費 11万2,000円の追加で、これは秋田県が行う地域おこし協力隊制度導入加速化支援事業の一環として、東京等で開催される協力隊の合同説明会等に参加するための旅費でございます。19節負担金補助及び交付金 30万円の追加です。地域おこし協力隊制度導入加速化支援事業の負担金であります。県では県外に市町村が合同で行う地域おこし協力隊の募集に係る説明会等の要綱を制定しており、それに参加するものでございます。

2款総務費 3項戸籍住民基本台帳費 1目戸籍住民基本台帳費 65万1,000円の減額です。2節給料 3節職員手当等 4節共済費、職員の異動であります。13節委託料 7万円の追加で、これは村が発行するプラスチック製のカードの裏面印字を行うシステムの保守管理料でございます。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費 527万5,000円の追加です。18節備品購入費 82万1,000円の追加で、これは集落へ貸付している除雪機をもう1台増やすためのものでございます。

57、58ページをお願いします。

3目老人福祉費 572万1,000円の減額、21節貸付金 150万円の減額、これは高齢者住宅整備貸付資金の申し込み実績がないものでございます。28節繰出金 422万1,000円の減額で介護保険事業特別会計への繰出しでございます。4目福祉センター管理費 169万6,000円の追加です。15節工事請負費 169万6,000円の追加で、これは施設修繕工事で、高齢者福祉センターの車庫の屋根、外壁塗装工事の149万6,000円と残りが保健センター暖房配管修繕工事分でございます。2項児童福祉費 2目保育園費 286万6,000円の追加で、19節負担金補助及び交付金 286万6,000円の追加で、これは広域保育所運営費負担金として、北秋田市の市立保育園に189万2,000円、広域保育園分として北秋田市に97万3,000円を支払うものでございます。

4款衛生費 3項診療所費 1目診療所費 267万5,000円の追加です。28節繰出金 267万5,000円で、これは国民健康保険診療施設勘定特別会計への繰出金で、職員の異動による増加分の追加であります。4項水道費 1目水道費 1,231万7,000円の追加です。28節 1,231万7,000円の追加。これは簡易水道事業特別会計へ繰出金で、簡易水道事業に係る補助金の減額内示による差額を過疎債

で補填するものでございます。

59、60 ページをお願いします。

6 款 1 項 3 目農業振興費 268 万 8,000 円の減額です。19 節負担金補助及び交付金 79 万円の追加、これは小規模土地改良事業費 30 万円で、ポンプ更新で 2 分の 1 補助でございます。地力増強土づくり推進事業費 49 万円で、農家が農地に使用する有機堆肥購入費等に対して、代金の 3 分の 2 を補助するものでございます。61、62 ページをお願いします。2 項 6 目林道維持費 150 万 1,000 円の追加です。14 節使用料及び賃借料 150 万 1,000 円の追加。これは機械借上料で上合地林道の土砂撤去用のものでございます。

7 款商工費 1 項商工費 2 目観光費 318 万 3,000 円の追加です。9 節旅費 68 万 3,000 円の追加。トップセールス等に係る特別旅費で、県知事と県内の首長等が行う台湾でのトップセールス等が主なものでございます。19 節負担金補助及び交付金 250 万円の追加。これは地方創生加速化交付金で、大館市、北秋田市、小坂町が既にスタートされている観光の推進に係る地方創生事業の地方連携DMO形成事業に村が加わり、事業を行うための負担金でございます。

63、64 ページをお願いします。

8 款 2 項 1 目道路維持費 15 節工事請負費 88 万 6,000 円の追加。これは村道補修費で、上合地線視距改良工事でございます。

9 款消防費 1 項消防費 2 目常備消防費 50 万 9,000 円の追加です。11 節需用費 50 万 9,000 円の追加。これは消防署広報車の修繕料でございます。15 節工事請負費 56 万 9,000 円の追加。これは消火栓施設工事 1 箇所実施するものでございます。

10 款教育費 3 項中学校費 1 目学校管理費 48 万 6,000 円の追加です。15 節工事請負費 48 万 6,000 円の追加で、これは屋根修繕工事で 4 月 17 日の強風により破損した校舎の屋根の修繕費でございます。5 項保健体育費 1 目学校給食費 1,700 万円の追加です。13 節委託料 128 万 6,000 円の追加。これは秋田県市町村未来づくり協働プログラムで計画している集住型宿泊交流拠点施設に向け行う旧学校給食センター解体工事の設計及び工事監理委託料でございます。15 節工事請負費 1,571 万 4,000 円の追加。これは秋田県市町村未来づくり協働プログラムで計画している集住型宿泊交流拠点施設建設において行う旧学校給食センターの解体工事費であります。3 目体育施設費 119 万 7,000 円の追加です。18 節備品購入費 119 万 7,000 円の追加。これは小沢田上ノ岱のスキー場で使用されるスノーモービルの購入費で、2 台のうち 1 台が使用できなくなったことにより、1 台を更新するものでございます。

13 款諸支出金 1 項普通財産取得費 1 目土地購入費 100 万円の追加です。17 節公有財産購入費 100 万円の追加。これは土地購入費で、秋田県市町村未来

づくり協働プログラムで計画している集住型宿泊交流拠点施設の用地の一部として、旧学校給食センターの隣接地を購入するものでございます。

14款予備費 1項予備費 1目予備費300万円を旅費に追加するものでございます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第9号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第14 議案第10号から日程第19 議案第15号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第14 議案第10号 平成28年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算についての件から、日程第19 議案第15号 平成28年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについての件まで、6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副村長。

○副村長（鈴木壽美子） 同じく70ページをお開きいただきます。

議案第10号 平成28年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ267万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,917万1,000円とする補正予算でございます。

79ページ、80ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。

1款総務費 1項施設管理費 1目一般管理費 2節 3節、職員給与でございますが、これは職員の異動による追加となっております。

前にもどりまして77、78ページでございます。

歳入が、その人件費に伴う一般会計からの繰入金267万5,000円となっておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小林信） 産業課長兼建設課長。

○建設課長（武石晋） 84ページをお開きください

議案第11号 平成28年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算

平成28年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算のうち、歳入予算を組み替えるものでござい



す。

91 ページ、92 ページをお開きください。2 歳入

3 款県支出金 1 項県補助金 1 目簡易水道事業費県補助金 1 節簡易水道事業費県補助金 2,461 万 7,000 円の減額でございます。これは国の内示で減額となったものでございます。

5 款繰入金 1 項繰入金 1 目一般会計繰入金 1,231 万 7,000 円でございます。減額に伴う過疎債対応分でございます。

8 款村債 1 項村債 1 目簡易水道事業債 1 節簡易水道事業債 1,230 万円でございます。沖田面地区統合簡易水道事業に組み替えるものでございます。

93 ページ、94 ページをお開きください。3 歳出

2 款施設整備費 1 施設整備費 1 目沖田面地区統合簡易水道事業費の財源更正の変更でございます。

続きまして議案第 12 号 96 ページをお開きください。

議案第 12 号 平成 28 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算でございます。

平成 28 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 347 万 8,000 円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,586 万 6,000 円とするものでございます。

103 ページ、104 ページをお開きください。歳入

3 款繰入金 1 項繰入金 1 目一般会計繰入金 347 万 8,000 円の減額でございます。職員の人事異動に伴う減額でございます。

105 ページ、106 ページをお開きください。歳出

職員の一般管理費 1 名分でございます。

以上でございます。

○議長（小林信） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 同じく 110 ページをお開きください

議案第 13 号 平成 28 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）であります。

平成 28 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 123 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 6,460 万 4,000 円とするものであ

ります。

内容につきましては、117 ページ、118 ページをご覧ください。歳入からご説明いたします。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金 4 目その他一般会計繰入金 123 万 8,000 円の追加であります。これは職員の異動に伴う人件費分の追加となっております。同じく 5 目低所得者保険料軽減繰入金 87 万 8,000 円の追加であります。これは内示がありました国、県の補助金に村の負担分を加えた額の追加となっております。

7 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目基金繰入金 1 節財政調整基金繰入金 87 万 8,000 円の減額であります。これは低所得者保険料軽減の繰入金の追加に伴い財源を更正するものであります。

119 ページ、120 ページをご覧ください。歳出であります。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目介護サービス給付費、これにつきましては、財源更正をするものでございます。

3 款地域支援事業費 1 項介護予防・日常生活サービス事業費 1 目介護予防事業費 123 万 8,000 円の追加でございます。こちらは職員の異動に伴う追加となっております。

以上であります。

○議長（小林信） 総務課長。

○総務課長（小林博隆） 提出議案の 36 ページをお願いします。

議案第 14 号 平成 28 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計への繰入れについてであります。

平成 28 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計は施設整備費として、平成 28 年度上小阿仁村一般会計から繰入れる額を 1,231 万 7,000 円増額し、1 億 22 万 3,000 円以内とすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由として、地方財政法第 6 条の規定により、この議案を提出するものでございます。

37 ページをお願いします。

議案第 15 号 平成 28 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについてであります。

平成 28 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計は一般管理費分として、平成 28 年度上小阿仁村一般会計から繰入れる額を 347 万 8,000 円減額し、4,744 万 6,000 円以内とすることについて、議会の議決を求めるものであります。

提案理由として、地方財政法第 6 条の規定により、この議案を提出しており

ます。

よろしく願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第10号から議案第15号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第16号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第20 議案第16号 上小阿仁村空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 同じく38ページをご覧ください。

議案第16号 上小阿仁村空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

上小阿仁村空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由といたしまして、条例中の用語、措置等について上位法であります「空き家等対策の推進に関する特別措置法」との整合性を図るため、この条例案を提出するものでございます。

内容につきましては、39ページからになってございます。

用語の定義については、(1)の空き家等、それから(2)の特定空き家等ということで特別措置法に倣った形で用語の方を用いることにいたします。

それから第7条の立ち入り調査等から40ページ、41ページ、42ページの第9条第14号までの措置につきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法の内容を条例でも踏襲するものとしてうたっているものでございます。

第10条に緊急安全措置といたしまして、そのまま放置すれば、著しく危険となる恐れのある状態の特定空き家について、緊急避難的に最低限度必要な措置を講じることができるという内容の条文を追加するものでございます。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第16号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第21 議案第17号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第21 議案第17号 上小阿仁小中学校教職員用コン

ピュータシステム更新契約の締結についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大沢寿） 提出議案の方をご覧ください。3 ページをお願いいたします。

議案の訂正をお願いしたいと思います。

上小阿仁村小中学校となっておりますけれども、上小阿仁小中学校、村を削除していただくようお願いいたします。

議案第 17 号 上小阿仁小中学校教職員用コンピュータシステム更新契約の締結について

次のとおり、上小阿仁小中学校教職員用コンピュータシステム更新契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1, 契約の目的 上小阿仁小中学校教職員用コンピュータシステム更新
- 2, 契約の方法 指名競争入札
- 3, 契約の金額 金 932 万 400 円。うち消費税相当額 69 万 400 円
- 4, 契約の相手方 秋田県大館市御成町 4 丁目 8 番 74 号

東光コンピュータサービス株式会社 代表取締役 藤森公之

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がないようですので討論を終結いたします。

採決

○議長（小林信） 議案第 17 号 上小阿仁小中学校教職員用コンピュータシステム更新契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のどおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第 22 陳情 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 22 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであ

りますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

○議長（小林信） 以上で本日の日程を全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

14時39分 散会